

# 2024年度 道商連 地域素材を活かす逸品創出支援事業応募要領

## 1. 事業の目的

地域特産の一次産品素材を活用し、地域の商工会議所を結節点とした地域の一次産業事業者と加工、販売事業者の連携による、ふるさと納税返礼品への登録を目指す逸品を開発し、地域ブランドの強化を図り地域産業の振興に資することを目的とする。

※ ふるさと納税返礼品への登録を目指す逸品とは  
食品の他、クラフトなどの木工加工品、はまなすオイルやハッカ油を利用した香料やせっけんなどの雑貨等を含める。

## 2. 支援対象者

下記の要件をすべて満たす事業者を支援対象とする。

- (1) 商工会議所の会員であること
- (2) 開発体制に、地元の商工会議所が参画していること
- (3) 当該年度、自治体やノーステック財団等の産業支援機関(以下、公的支援機関という)による商品開発を目的とした支援事業(以下、公的支援事業という)に採択されていること

※ 商工会議所の会員であること  
現在商工会議所の会員であること、または入会書類を提出したもの

※ 産業支援機関…  
函館地域産業振興財団、室蘭テクノセンター、道央産業振興財団、旭川産業創造プラザ、とかち財団、オホーツク財団、さっぽろ産業振興財団など

※ 本支援事業の対象とする公的支援事業は、商品開発を目的としたものに限る。設備投資、製造設備の導入や入替え、省エネ対策、GX推進などの支援事業は、総事業費のうち1/2以上が商品開発を目的とした事業費であること。

- (4) 開発にあたって、開発体制関係者および北海道商工会議所連合会による商品開発推進会議(7月頃、10月頃、2月頃)を開催し開発事業を推進するもの

※ 商品開発推進会議は、公的支援機関が実施する同様会議と合同で開催することができる。

※ 7月頃 第1回商品開発推進会議の開催  
開発企業、地元商工会議所、道商連他が参加し、商品開発企画の内容、原材料や加工方法、開発スケジュールなどを検討する。  
開発にあたって技術的課題がある場合は、北海道よろず相談拠点の専門相談員や食品加工技術センター等の技術者を道商連が紹介する。  
商工会議所からの要望があれば、エキスパートバンクから専門家を派遣する。

※ 10月頃 第2回商品開発推進会議の開催  
試作の状況など進捗状況の確認や包装材料、デザイン、販売価格等を検討する。

※ 2月頃 第3回商品開発推進会議の開催  
商品化前の試作品の完成度合いを確認する。  
公的支援機関が実施する成果報告会への参加をもって代替えすることができる。

3. 下記の要件をすべて満たす商品の開発事業を支援対象事業とする。

(1) 地域の一次産品素材を活用すること

※ 地域の一次産品素材とは  
第1に地元の市町村、第2に圏域(十勝圏、オホーツク圏など)、第3に北海道内で産出される一次産品素材とする。  
なお、地域の伝統的な加工品原料として輸入している一次産品原料(ニシン、かずのこ、たらこ、イカなど)を用いた商品開発も例外的に認めることがある。

(2) 市町村内または北海道内で加工すること

※ 地域内または北海道内で加工するとは  
最終加工地が第1に地元の市町村内であること、第2に北海道内であること、第3に地元市町村内または北海道内で一次加工を行い最終加工のみ道外で行うものとする。  
北海道産原料であっても、全ての加工工程を道外で行うものは支援対象としない。

(3) ふるさと納税返礼品への登録を目指すこと

※ 開発される商品は、単品または既存の商品と組み合わせてふるさと納税返礼品への登録を目指していただきます。

4. 応募期間 2024年4月1日(月)から2024年5月31日(金)まで

5. 採択予定件数 3件程度

6. 補助金額(補助率) 限度額: 25万円

(消費税を除く補助対象経費-公的補助金相当額) × 1/2 (千円未満切り捨て)

7. 事業実施期間 採択決定日から2025年2月28日(木)まで

8. 補助対象経費

※ 採択された公的支援事業が計上を認める消費税を除く補助対象経費のうち、次の期間内に支出したもの。

※ 補助対象経費の計上期間は

始期 採択された公的支援事業が経費計上を認めた日

終期 2025年2月28日までに、支払いを完了した経費

2025年3月1日以降の支出は、経費計上できません

(例: 採択された公的支援事業の事業期間が3月31日までの場合であっても、3月1日以降の支出は経費計上できません。)

## 9. 道商連事業の補助金の精算方法

- ※ 公的支援事業の事業期間が2025年2月28日までに終了するもの  
2025年3月8日(金)までに、事業報告書を提出していただき、補助対象経費および公的支援事業の補助金相当額を道商連事務局が算出し、(補助対象経費-公的支援事業の補助金相当額)×1/2の金額(上限25万円又は申請書予算の道商連補助金の少ない方、千円未満切り捨て)を道商連事業の補助金として通知し、申請事業者からの請求書により支払います。  
なお、道商連の補助金通知後に公的支援事業の審査により補助対象経費に増減があっても再精算は致しません。
- ※ 公的支援事業の事業期間が2025年3月1日以降のもの  
2025年2月28日までに支払いを完了した経費をもとに、2025年3月8日までに事業報告書を提出していただき、補助対象経費および公的支援事業の補助金相当額を道商連事務局が算出し、(補助対象経費-公的支援事業の補助金相当額)×1/2の金額(上限25万円又は申請書予算の道商連補助金の少ない方、千円未満切り捨て)を道商連事業の補助金として通知し、申請事業者からの請求書により支払います。  
なお、道商連の補助金通知後に公的支援事業の審査により補助対象経費に増減があっても再精算は致しません。
- ※ 途中で開発事業を打ち切った時、または商品化できなかった時の取り扱い  
試作を行ったが計画していた品質を達成できなかった、計画していた一次産品素材が入手困難となった、予定していた加工施設が利用できなくなった、市況の変化により予定する販売見込みが望めなくなった、開発担当者が退職した等により申請者が開発事業を中止したとき、採択された公的支援事業が精算のための経費計上を認めた補助対象経費は、支援対象とする。  
精算方法は、前項に倣う。

10. 申請手続き及び日程 申請をされる方は、応募期間内に次の申請書等を、(一社)北海道商工会議所連合会事業推進部(下記「13. 提出方法・問い合わせ先」参照)に提出してください。

### 【提出書類】

申請書類(様式1~2) 一式

【補助金申請書類】 様式1 : 申込書

様式2 : 開発推進体制表

(公的支援事業の申請書に記載がある場合は不要)

その他 : 申請にあたって採択を目指している公的補助事業の申請書の写しを添付してください。また、公的補助事業の採択後すみやかに採択通知書の写しを送付してください。

## 11. 審査及び採択後の手続き等

### (1) 審査方法

#### 【選定方法】

選定にあたっては、北海道商工会議所連合会の食産業振興委員会において、下記の「評価の観点」について書類による審査を行った上で、採択する事業計画を決定します。

#### 【評価の観点】

- 観点1 地域の一次産品素材を商品の特徴として活用していること
- 観点2 地域内または北海道内で加工していること
- 観点3 開発計画の妥当性・開発スケジュールが適切であること
- 観点4 ふるさと納税返礼品登録への可能性が高いこと

### (2) 採択後の手続き等

#### 【採否の決定】

2024年7月上旬を目途に採否を決定する予定です。

採否の結果は、申請者に対し文書でお知らせします。

#### 【報告書の提出】

事業完了後、事業報告書および試作品10個を、2025年3月8日（金）までに提出していただきます。

なお、提出いただく報告書の様式は、採択決定通知のときに併せて送付・通知します。

【補助金の交付】 補助金は事業完了後に提出いただく事業報告書に基づき交付いたします。

## 12. その他

- ◆ 申請書及び添付書類は、返却しませんのでご了承ください。
- ◆ 本事業では、申請書類の取り扱いは厳重に行います。
- ◆ 採択案件の内容は、事業終了後に原則として一般に公表します。  
また、補助事業者に対しては、事業終了後5年間、開発商品の売上を報告していただきます。

## 13. 提出方法・問い合わせ先 所定の様式を、下記の提出期限までに提出してください。

- ◆ 提出期限：2024年5月31日（金）
- ◆ 提出方法：E-mail または郵便・宅配便等による送付 なお、FAXによる提出は受け付けません。
- ◆ 提出先：

〒060-0001 札幌市中央区北条西2丁目

一般社団法人 北海道商工会議所連合会 業務推進部 水沼、三丈

TEL：011-241-6308 E-mail：[gyoumu@hokkaido.cci.or.jp](mailto:gyoumu@hokkaido.cci.or.jp)